

鳥取県治山工事及び林道工事における週休2日の取得に要する費用計上実施要領 新旧対照表

改 定 後	改 定 前																																																						
鳥取県治山工事及び林道工事における週休2日の取得に要する費用計上実施要領	鳥取県治山工事及び林道工事における週休2日の取得に要する費用計上実施要領																																																						
<p>1 (略)</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1) 現場閉所による週休2日</p> <p><u>ア 完全週休2日(土日)</u> 対象期間の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。</p> <p><u>イ 月単位の週休2日</u> 対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%の水準の状態とみなす。</p> <p><u>ウ 通期の週休2日</u> 対象期間内において、現場閉所率が、28.5%(8日/28日)以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>(2) 対象期間 工事着手日(工事看板の設置、現場事務所の設置等現場作業を開始する日)から工事完成日(後片付け期間を含む)までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月または9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、1により発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。 <u>また、工事契約後、完全週休2日(土日)の取り組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日(以下、「代替休日」という。)を設定する。ただし、災害対応等で代替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。</u></p> <p>(3) 現場閉所 現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいい、<u>降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</u>ただし、巡回パトロール、保守点検、コンクリート養生等の現場管理上必要な作業(工程表の進捗が進む作業を除く。)を行う場合を除く。</p> <p><u>(4) (削る)</u></p>	<p>1 (略)</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1) 現場閉所による週休2日 <u>現場閉所による月単位の週休2日とは、対象期間において、月単位の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u> <u>現場閉所による通期の週休2日とは、対象期間において、通期の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u></p> <p>(2) 対象期間 工事着手日(工事看板の設置、現場事務所の設置等現場作業を開始する日)から工事完成日(後片付け期間を含む)までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月または9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、1により発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。</p> <p>(3) 現場閉所 現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロール、保守点検、コンクリート養生等の現場管理上必要な作業(工程表の進捗が進む作業を除く。)を行う場合を除く。</p> <p><u>(4) 4週8休</u> <u>月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)の水準の状態とみなす。</u> <u>通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%(8日/28日)の水準の状態をいう。</u> <u>なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</u></p>																																																						
<p>3 (略)</p> <p>4 積算方法等</p> <p>(1) 補正係数 現場閉所による週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場閉所の状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現場閉所の状況</th> <th><u>完全週休2日(土日)</u></th> <th><u>月単位の週休2日</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務単価</td> <td><u>1.02</u></td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td><u>(削る)</u></td> <td><u>(削る)</u></td> <td><u>(削る)</u></td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td><u>1.02</u></td> <td><u>1.01</u></td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td><u>1.03</u></td> <td><u>1.02</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、各経費の計算方法は以下のとおりとする。また、労務単価、機械経費(賃料)が明らかとなっていない見積りは補正の対象としない。</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ (削る)</u></p> <p><u>イ 市場単価</u> 市場単価に表2に掲げる補正係数を乗じて算出した設計単価に、施工条件等による加算率及び補正係数を乗じるものとする。</p> <p>表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>区 分</th> <th><u>完全週休2日(土日)</u></th> <th><u>月単位の週休2日</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(削る)</u></td> <td></td> <td><u>(削る)</u></td> <td><u>(削る)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(削る)</u></td> <td></td> <td><u>(削る)</u></td> <td><u>(削る)</u></td> </tr> </tbody> </table>	現場閉所の状況	<u>完全週休2日(土日)</u>	<u>月単位の週休2日</u>	労務単価	<u>1.02</u>	1.02	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	共通仮設費率	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	現場管理費率	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	名 称	区 分	<u>完全週休2日(土日)</u>	<u>月単位の週休2日</u>	<u>(削る)</u>		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<p>3 (略)</p> <p>4 積算方法等</p> <p>(1) 補正係数 現場閉所による週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場閉所の状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現場閉所の状況</th> <th><u>月単位の4週8休以上</u></th> <th><u>通期の4週8休以上</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務単価</td> <td><u>1.04</u></td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td><u>機械経費(賃料)</u></td> <td><u>1.02</u></td> <td><u>1.02</u></td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td><u>1.03</u></td> <td><u>1.02</u></td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td><u>1.05</u></td> <td><u>1.03</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、各経費の計算方法は以下のとおりとする。また、労務単価、機械経費(賃料)が明らかとなっていない見積りは補正の対象としない。</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 機械経費(賃料)</u> <u>補正前の機械経費(賃料)に、表1に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。</u></p> <p><u>ウ 市場単価</u> 市場単価に表2に掲げる補正係数を乗じて算出した設計単価に、施工条件等による加算率及び補正係数を乗じるものとする。</p> <p>表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>区 分</th> <th><u>月単位の4週8休以上</u></th> <th><u>通期の4週8休以上</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>鉄筋工(太径鉄筋を含む)</u></td> <td></td> <td><u>1.04</u></td> <td><u>1.02</u></td> </tr> <tr> <td><u>鉄筋工(ガス圧接)</u></td> <td></td> <td><u>1.03</u></td> <td><u>1.02</u></td> </tr> </tbody> </table>	現場閉所の状況	<u>月単位の4週8休以上</u>	<u>通期の4週8休以上</u>	労務単価	<u>1.04</u>	1.02	<u>機械経費(賃料)</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	共通仮設費率	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	現場管理費率	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	名 称	区 分	<u>月単位の4週8休以上</u>	<u>通期の4週8休以上</u>	<u>鉄筋工(太径鉄筋を含む)</u>		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>鉄筋工(ガス圧接)</u>		<u>1.03</u>	<u>1.02</u>
現場閉所の状況	<u>完全週休2日(土日)</u>	<u>月単位の週休2日</u>																																																					
労務単価	<u>1.02</u>	1.02																																																					
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>																																																					
共通仮設費率	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>																																																					
現場管理費率	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>																																																					
名 称	区 分	<u>完全週休2日(土日)</u>	<u>月単位の週休2日</u>																																																				
<u>(削る)</u>		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>																																																				
<u>(削る)</u>		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>																																																				
現場閉所の状況	<u>月単位の4週8休以上</u>	<u>通期の4週8休以上</u>																																																					
労務単価	<u>1.04</u>	1.02																																																					
<u>機械経費(賃料)</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>																																																					
共通仮設費率	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>																																																					
現場管理費率	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>																																																					
名 称	区 分	<u>月単位の4週8休以上</u>	<u>通期の4週8休以上</u>																																																				
<u>鉄筋工(太径鉄筋を含む)</u>		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>																																																				
<u>鉄筋工(ガス圧接)</u>		<u>1.03</u>	<u>1.02</u>																																																				

改 定 後				改 定 前			
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	<u>1.00</u>	1.00	防護柵設置工 (ガードレール)	設置	<u>1.01</u>	1.00
	撤去	<u>1.02</u>	1.02		撤去	<u>1.04</u>	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	<u>1.02</u>	1.02	防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	<u>1.04</u>	1.02
	撤去	<u>1.02</u>	1.02		撤去	<u>1.04</u>	1.02
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01	防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		<u>1.01</u>	1.01	防護柵設置工 (落石防止網)		<u>1.02</u>	1.01
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	<u>1.00</u>	1.00	防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	<u>1.01</u>	1.00
	撤去	<u>1.02</u>	1.02		撤去	<u>1.04</u>	1.02
道路標識設置工	設置	<u>1.00</u>	1.00	道路標識設置工	設置	<u>1.01</u>	1.00
	撤去・移設	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>		撤去・移設	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	<u>1.02</u>	1.02		撤去	<u>1.04</u>	1.02
法面工		<u>1.01</u>	1.01	法面工		<u>1.02</u>	1.01
吹付砕工		<u>1.01</u>	1.01	吹付砕工		<u>1.03</u>	1.01
<u>(削る)</u>		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>軟弱地盤処理工</u>		<u>1.02</u>	<u>1.01</u>
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		<u>1.03</u>	<u>1.02</u>
橋梁用伸縮継手装置設置工		<u>1.01</u>	1.01	橋梁用伸縮継手装置設置工		<u>1.02</u>	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		<u>1.02</u>	1.02	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		<u>1.04</u>	1.02

ウ 土木工事標準単価
土木工事標準単価に表3に掲げる補正係数を乗じて算出した設計単価に、施工条件等による補正係数を乗じるものとする。

表3

名 称	区 分	<u>完全週休2日 (土日)</u>	<u>月単位の 週休2日</u>
区画線工		<u>1.02</u>	1.02
排水構造物工		<u>1.02</u>	1.02
コンクリートブロック積工		<u>1.02</u>	1.02
構造物取りこわし工	機械	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
	人力	<u>1.02</u>	1.02
橋梁塗装工		<u>1.01</u>	1.01
塗膜除去工		<u>1.02</u>	1.02
道路反射鏡設置工	設置	<u>1.00</u>	1.00
	撤去	<u>1.02</u>	1.02
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		<u>1.02</u>	1.02
<u>耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工</u>		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>

エ〜オ (略)

(2) 補正方法等
現場説明書等において現場閉所による週休2日に取り組む旨を明記するとともに、当初予定価格から完全週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。
なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日に満たないものは、月単位の週休2日の補正係数に変更し、請負代金額を減額変更するものとする。月単位の週休2日に満たないものについては、補正係数を除し、請負代金額を減額変更するものとする。

5 実施上の留意点
(1) ~ (5) (略)
(6) 週休2日工事において、完全週休2日又は月単位の週休2日が達成できなかったとしても、工事成績の減点等 (ペナルティ) は行わない。

附 則
この要領は、令和6年5月10日から施行する。
この要領は、令和7年5月15日から施行する。
この要領は、令和7年10月10日から施行する。
この要領は、令和8年5月15日から施行する。

エ 土木工事標準単価
土木工事標準単価に表3に掲げる補正係数を乗じて算出した設計単価に、施工条件等による補正係数を乗じるものとする。

表3

名 称	区 分	<u>月単位の 4週8休以上</u>	<u>通期の 4週8休以上</u>
区画線工		<u>1.04</u>	1.02
排水構造物工		<u>1.04</u>	1.02
コンクリートブロック積工		<u>1.04</u>	1.02
構造物取りこわし工	機械	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>
	人力	<u>1.04</u>	1.02
橋梁塗装工		<u>1.03</u>	1.01
塗膜除去工		<u>1.04</u>	1.02
道路反射鏡設置工	設置	<u>1.01</u>	1.00
	撤去	<u>1.04</u>	1.02
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		<u>1.04</u>	1.02
<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

オ〜カ (略)

(2) 補正方法等
現場説明書等において現場閉所による週休2日に取り組む旨を明記するとともに、当初予定価格から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。
なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の4週8休以上の補正係数に変更し、請負代金額を減額変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、月単位の4週8休の補正係数を除し、請負代金額を減額変更するものとする。

5 実施上の留意点
(1) ~ (5) (略)
(6) 週休2日工事において、月単位の4週8休又は通期の4週8休が達成できなかったとしても、工事成績の減点等 (ペナルティ) は行わない。

附 則
この要領は、令和6年5月10日から施行する。
この要領は、令和7年5月15日から施行する。
この要領は、令和7年10月10日から施行する。